



### もくじ

- 農業委員長挨拶 ..... 1
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介、農業委員会の業務 ..... 2~3
- 新しい農業委員会業務の紹介、お知らせ ..... 4

平成29年9月1日発行 南箕輪村農業委員会  
 発行責任者：会長 高木繁雄  
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会  
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1  
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799  
 E-mail:nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

## 新たな体制で農業委員会活動がスタートしました。3年間よろしくお願いします。



これまで、農業委員会は農地法などを基にした許認可や適切な農地利用の推進などを主な業務としてきました。が、衰退気味の農業の活性化に向けて、文字通り「農地利用の最適化」に取り組むことが新たに定められました。これは「人・農地プラン」を活用し、「農地中間管理機構」などと連携しながら耕作放棄地の解消を図り、担い手や新規就農者、法人

などへ農地を積極的に集約することです。困難なことですが、政府の施策に取り組みつつ、その上で改善意見なども提言したいと思っています。

本村は、昔は農業が基盤にあって発展を遂げてきたように思いますが、現在は商工業が発展し、基幹産業となり、人口増は顕著ですが農業者は減少しています。必然的に農業者は高齢化し、リタイアにより耕作放棄地も増加しています。村の農業は小規模で作業委託しながら兼業という形が多数です。この形態もいたしかたありません。この自然豊かな景観と住み良い環境は農業があつてのもので、担い手や法人組織には農地の集積を行い、より効率的な経営ができるように、兼業農家には楽しみながら農業ができるように。また、その周りには家庭菜園的な農地や住環境の確保という形ができれば理

想であると思います。今回、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が設置されましたが、当面は今までの活動を継続します。農業の受け皿となる法人個人、新規参入される方の発掘や育成が急務であることに変わりはありません。TPP、EPAなど世界レベルの動きも注視しなくてはなりません。先ずは足元の村の農業の基盤を固めることが必要です。農業者の皆様にも一層の奮起をご期待申し上げます。

農業委員会に課せられた問題は山積みです。行政や諸団体とも連携して何をすべきか、どう取り組むのか、皆様方の同意を得ながら実践して行ければと思います。

今まで同様、ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶いたします。

## 新会長挨拶

南箕輪村農業委員会 会長 高木 繁雄

この度、任期満了に伴う農業委員会委員が改選されました。今回

の改選は昨年4月の改選正農業委員会法に沿ったもので、各地区や団



体からの推薦、及び公募者から11名の農業委員が任命され、委員の互選により私が会長に選出されました。

併せて新たな制度となる「農地利用最適化推進委員」を4名委嘱しました。今後3年間よろしくお申し込み申し上げます。

これまで、農業委員会は農地法などを基にした許認可や適切な農地利用の推進などを主な業務としてきました。が、衰退気味の農業の活性化に向けて、文字通り「農地利用の最適化」に取り組むことが新たに定められました。これは「人・農地プラン」を活用し、「農地中間管理機構」などと連携しながら耕作放棄地の解消を図り、担い手や新規就農者、法人

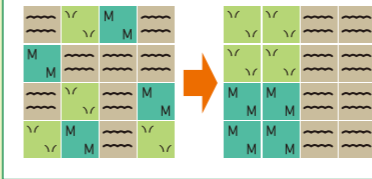
## 農業委員会の新たな義務業務となった「農地の利用最適化の推進」とは？

全国の農地に対して担い手が利用する農地面積の割合を、現状の5割から国が目標とする8割を達成させるため、「農地の利用最適化の推進」が農業委員会の任意業務から義務業務となりました。

このことにより、農業委員会は農地の権利移動などの許認可ばかりでなく、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業の新規参集者の促進など積極的に取り組むことがより強固に位置づけられました。

### 1 農業経営規模の拡大、集約化

→ 担い手への農地利用の集積の推進



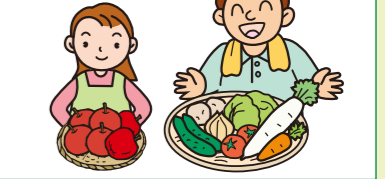
### 2 農地の農業利用上の確保

→ 耕作放棄地の発生防止、解消の推進



### 3 新規農業参入者の促進

→ 新規就農、企業等の農業参入の支援



これらの取り組みを具体的に行うことで食糧生産の基盤である優良農地が有効活用され、後世に受け継がれることとなります。また、安心して安全な地元の農産物が消費者の元へ届くことに繋がります。

この取り組みについては、地域の農業者や農業団体との連携や協力、地域住民の方のご理解により推進することができます。引き続きのご支援をいただきますようお願いいたします。

### 農業者年金に加入した古屋敷さん



新規就農をきっかけに個人年金から農業者年金に切り替えました。保険料が全額控除で節税にもなるし、安心して農業に取り組むことができるので満足しています。

- **加入要件は...**
- ① 60歳未満
  - ② 国民年金の第1号被保険者
  - ③ 年間60日以上農業従事
- また、農地を所有していない農業者、配偶者、後継者の方も加入できます。
- **メリットは...**
- ① 積み立て方式の確定拠出型年金なので少子高齢化時代も安心
  - ② 受給は生涯に渡り受けられます
  - ③ 保険料は自由に設定(月額2万円から)
  - ④ 保険料は全額社会保険料控除の対象で節税対策にも有利
  - ⑤ 新規就農者などは保険料の補助制度あり
- **農業者年金に関するご相談は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、またはJA支所窓口まで**

### 農業者年金への加入をお勧めします！

農業者の平均寿命は男性が87歳、女性が92歳です。長い老後生活も心配なく心豊かに過ごしたいですね。そんな農業者の老後の収入不安を解消するため、「農業者年金」の制度があります。

● **耕作放棄地に対する調査を行いました**

8月下旬に農業委員会、村内の全農地を対象に耕作放棄地の状況を確認する農地パトロールを行いました。協力ありがとうございました。

今後は耕作放棄地と判断された農地の関係者に、農業委員会が農地利用意向の調査を行います。利用意向調査に対して無回答の場合や、意思表示の内容に対して不実行の場合は、固定資産税の課税強化の対象となる場合もありますのでご注意ください。

● **農地取得の要件を緩和**

農地を取得する場合は農地法第3条の許可が必要になりますが、農地をより柔軟に流動できるよう、農地を譲り受ける方の耕作面積要件を4月から30アールに引き上げました。農地を取得希望される農業者の方はご検討ください。

また、農業委員会では、農地の売り渡しや貸し付け希望農地の情報を、随時提供しています。農業経営規模拡大を検討されている農業者の方は、農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までお問い合わせください。

● **皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりの感想などお寄せください。**

南箕輪村農業委員会事務局  
 〒399-4592 南箕輪村4825-1  
 (役場産業課内)

お寄せいただいたご質問、ご意見、ご感想は読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。